

行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 行田らしいまち並みとにぎわいの創出に向けた基本的な計画（以下「まち並み・にぎわい基本計画」という。）を検討するため、行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、まち並み・にぎわい基本計画について検討し、市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) 関係行政機関又は埼玉県職員
- (4) 公募の市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、まち並み・にぎわい基本計画の策定の完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

（関係者の出席、資料の提出）

第7条 委員会が特に必要があると認めたときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

（ワーキング委員会）

第8条 まち並み・にぎわい基本計画の策定に向けて必要な資料の収集、調査及び研究を行うため、委員会にワーキング委員会を置く。

2 ワーキング委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

3 ワーキング委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、都市計画課長の職にある者をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、ワーキング委員会の会議に準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「ワーキング委員会」と読み替えるものとする。

（庶務）

第9条 委員会及びワーキング委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年7月30日から施行する。

2 この要綱は、まち並み・にぎわい基本計画の策定をもって廃止する。

別表第 1 （第 8 条関係）

所 属	職 名
総合政策部	企画政策課長
環境経済部	商工観光課長
都市整備部	都市計画課長
生涯学習部	文化財保護課長